

# 松寿園ホームヘルプサービス六実運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人六高台福祉会が開設する松寿園ホームヘルプサービス六実（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 3 事業者はP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松寿園ホームヘルプサービス六実
- (2) 所在地 千葉県松戸市六実1丁目3番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算2.5名以上  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。(12/29～1/3 お休み)

サービスの提供は利用者の状況による。

- (2) 営業時間 午前8時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。  
(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。
- 3 感染症蔓延時でも業務継続が可能となるよう業務継続計画を作成し、研修を実施し、訓練(シミュレーション)を年2回以上実施する。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行

う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第12条 自然災害等に被災した場合でも業務継続が可能となるよう業務継続計画を作成し、計画に沿って研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月間
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人六高台福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年10月15日から施行する。

附則 この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年5月26日から施行する。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附則 この規程は、令和5年6月9日から施行する。